

電波利用料料額表(平成20年10月1日改定)

電波法別表第6				料額項	料額		
無線局の区分				料額項	料額		
1 移動する無線局 (3の項から5の項まで及び8の項に掲げる無線局を除く。2の項において同じ。)	3000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	航空機局又は船舶局	使用する電波の周波数の幅が6MHz以下のもの	1-01	400		
		航空機局又は船舶局以外のもの	使用する電波の周波数の幅が6MHzを超え15MHz以下のもの	1-02	400		
			使用する電波の周波数の幅が15MHzを超え30MHz以下のもの	1-03	600		
			使用する電波の周波数の幅が30MHzを超え60MHz以下のもの	1-04	805,700		
			使用する電波の周波数の幅が60MHzを超え90MHz以下のもの	1-05	1,300		
			使用する電波の周波数の幅が90MHzを超え120MHz以下のもの	1-06	2,336,000		
			使用する電波の周波数の幅が120MHzを超え150MHz以下のもの	1-07	2,700		
		使用する電波の周波数の幅が150MHzを超えるもの	1-08	3,107,600			
	3000MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が100MHz以下のもの	1-09	400			
		使用する電波の周波数の幅が100MHzを超えるもの	1-10	65,000			
	6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの			1-11	400		
2 移動しない無線局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの(8の項に掲げる無線局を除く。)	3000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が6MHzを超えるものであつて、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を発射しないことを確保する機能を有するものの その他のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	2-12	31,500		
			設置場所が第2地域の区域内にあるもの	2-13	17,200		
			設置場所が第3地域の区域内にあるもの	2-14	5,800		
			設置場所が第4地域の区域内にあるもの	2-15	3,900		
			空中線電力が0.01W以下のもの	2-16	6,100		
			空中線電力が0.01Wを超えるもの	2-17	9,400		
	3000MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの		空中線電力が0.01W以下のもの	2-18	6,100		
			空中線電力が0.01Wを超えるもの	2-19	9,400		
			6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの	2-20	3,900		
	3 人工衛星局(8の項に掲げる無線局を除く。)	3000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	使用する電波の周波数の幅が3MHzを超えるもの	3-21	2,789,300	
使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの				3-22	124,352,600		
使用する電波の周波数の幅が3MHzを超え500MHz以下のもの				3-23	110,200		
使用する電波の周波数の幅が500MHzを超えるもの				3-24	26,899,000		
3000MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの			使用する電波の周波数の幅が3MHzを超え200MHz以下のもの	3-25	81,188,300		
			使用する電波の周波数の幅が200MHzを超え500MHz以下のもの	3-26	182,366,500		
			使用する電波の周波数の幅が500MHzを超えるもの	3-27	110,200		
4 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(5の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)	6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	4-28	1,489,900		
			設置場所が第2地域の区域内にあるもの	4-29	745,900		
			設置場所が第3地域の区域内にあるもの	4-30	150,700		
			設置場所が第4地域の区域内にあるもの	4-31	51,500		
		使用する電波の周波数の幅が3MHzを超え50MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	4-32	10,183,100		
			設置場所が第2地域の区域内にあるもの	4-33	5,092,500		
			設置場所が第3地域の区域内にあるもの	4-34	1,020,000		
			設置場所が第4地域の区域内にあるもの	4-35	341,300		
		使用する電波の周波数の幅が50MHzを超え100MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	4-36	139,013,500		
			設置場所が第2地域の区域内にあるもの	4-37	69,507,700		
			設置場所が第3地域の区域内にあるもの	4-38	13,903,100		
			設置場所が第4地域の区域内にあるもの	4-39	4,635,600		
		使用する電波の周波数の幅が100MHzを超えるもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	4-40	279,787,200		
			設置場所が第2地域の区域内にあるもの	4-41	139,894,500		
			設置場所が第3地域の区域内にあるもの	4-42	27,980,500		
			設置場所が第4地域の区域内にあるもの	4-43	9,328,100		
	6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの			4-44	51,500		
5 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの(8の項に掲げる無線局を除く。)				5-45	2,200		
6 放送をする無線局(3の項、7の項及び8の項に掲げる無線局並びに電気通信業務を行うことを目的とする無線局を除く。)	6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	テレビジョン放送をするもの	デジタル信号による送信をするもの	空中線電力が0.02W未満のもの	6-A1	6,100	
			空中線電力が0.02W以上2kW未満のもの	6-A2	202,300		
			空中線電力が2kW以上10kW未満のもの	設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの又は放送大学学園法(平成14年法律第156号)第2条第1項に規定する放送大学における教育に必要な放送の用に供するもの	6-A3	202,300	
					その他のもの	6-A4	72,941,400
					空中線電力が10kW以上のもの	6-A5	364,685,600
					その他のもの	6-A6	6,100
			その他のもの	使用する電波の周波数の幅が100kHz以下のもの	空中線電力が200W以下のもの	6-48	41,000
				空中線電力が200Wを超え50kW以下のもの	6-49	142,300	
				空中線電力が50kWを超えるもの	6-50	2,469,600	
				使用する電波の周波数の幅が100kHzを超えるもの	空中線電力が20W以下のもの	6-51	41,000
	空中線電力が20Wを超え5kW以下のもの	6-52	142,300				
	空中線電力が5kWを超えるもの	6-53	2,469,600				
	6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの			6-54	6,100		
	7 多重放送をする無線局(3の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)				7-55	600	
8 実験等無線局及びアマチュア局				8-56	300		

電波利用料料額表(平成20年10月1日改定)

9	その他の無線局	3000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が3MHzを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	9-57	26,500		
				設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-58	2,174,600		
	3000MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	放送の業務の用に供するもの(多重放送の業務の用に供するものを除く。)	使用する電波の周波数の幅が400kHz以下のもの	設置場所が第2地域の区域内にあるもの	9-59	1,091,400		
				設置場所が第3地域の区域内にあるもの	9-60	224,700		
				設置場所が第4地域の区域内にあるもの	9-61	80,300		
				設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-62	205,500		
				設置場所が第2地域の区域内にあるもの	9-63	106,800		
			使用する電波の周波数の幅が400kHzを超え3MHz以下のもの	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	9-64	27,800		
				設置場所が第4地域の区域内にあるもの	9-65	14,600		
				設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-66	600,300		
				設置場所が第2地域の区域内にあるもの	9-67	304,200		
				設置場所が第3地域の区域内にあるもの	9-68	67,300		
			使用する電波の周波数の幅が3MHzを超えるもの	設置場所が第4地域の区域内にあるもの	9-69	27,800		
				設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-70	8,891,800		
				設置場所が第2地域の区域内にあるもの	9-71	4,449,900		
				設置場所が第3地域の区域内にあるもの	9-72	896,400		
				設置場所が第4地域の区域内にあるもの	9-73	304,200		
			多重放送の業務の用に供するもの				9-74	26,500
			放送の業務の用に供するもの以外のもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	使用する電波の周波数の幅が3MHzを超え30MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-75	26,500
						設置場所が第2地域の区域内にあるもの	9-76	2,174,600
						設置場所が第3地域の区域内にあるもの	9-77	1,091,400
	設置場所が第4地域の区域内にあるもの	9-78				224,700		
	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-79				80,300		
	使用する電波の周波数の幅が30MHzを超え300MHz以下のもの	設置場所が第2地域の区域内にあるもの			9-80	70,638,400		
		設置場所が第3地域の区域内にあるもの			9-81	35,323,200		
		設置場所が第4地域の区域内にあるもの			9-82	7,085,500		
		設置場所が第1地域の区域内にあるもの			9-83	2,391,300		
		設置場所が第2地域の区域内にあるもの			9-84	174,634,100		
	使用する電波の周波数の幅が300MHzを超えるもの	設置場所が第3地域の区域内にあるもの			9-85	87,321,100		
		設置場所が第4地域の区域内にあるもの			9-86	17,485,100		
		設置場所が第1地域の区域内にあるもの			9-87	5,857,800		
		設置場所が第2地域の区域内にあるもの			9-88	14,600		
	6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの							

備考

1 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。

2 この表において「第1地域」とは、東京都の区域(第4地域を除く。)をいう。

3 この表において「第2地域」とは、大阪府及び神奈川県の区域(第4地域を除く。)をいう。

4 この表において「第3地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域(第4地域を除く。)をいう。

5 この表において「第4地域」とは、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島の区域をいう。

6 この表において「特定地域」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、及び和歌山県の区域をいう

7 6000MHz以下の周波数及び6000MHzを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち6000MHz以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

8 3000MHz以下の周波数及び3000MHzを超え6000MHz以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち3000MHz以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイからニまでに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち3000MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における

イ 一の項に掲げる無線局

ロ 三の項に掲げる無線局

ハ 四の項に掲げる無線局

ニ 九の項に掲げる無線局

9 次のイからニまでに掲げる無線局のうち第103条の2第2項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該イからニまでに定める金額とする。

イ 一の項に掲げる無線局

ロ 二の項に掲げる無線局

ハ 四の項に掲げる無線局

ニ 五の項に掲げる無線局

10 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの2分の1に相当する幅とみなして、同表を適用する。

	400
	8,500
	1,900
	8,100

1-89	300
2-90	3,000
4-91	1,900
5-92	1,300

電波法別表第7	
区域	係数
1 北海道の区域	0.0300
2 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	0.0514
3 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	0.4504
4 新潟県及び長野県の区域	0.0247
5 富山県、石川県及び福井県の区域	0.0166
6 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	0.1194
7 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	0.1658
8 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	0.0409
9 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	0.0220
10 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	0.0715
11 沖縄県の区域	0.0074
12 一の項から4の項までに掲げる区域を合わせた区域	0.5563
13 5の項から11の項までに掲げる区域を合わせた区域	0.4437
14 一の項から11の項までに掲げる区域を合わせた区域	1.0000
15 自然的経済的諸条件を考慮して3の項に掲げる区域を総務省令で定める2の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	0.2252
16 自然的経済的諸条件を考慮して7の項に掲げる区域を総務省令で定める2の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	0.0829
備考 別表第6備考第5号に規定する第4地域及び電波の利用の程度が同号に規定する第4地域と同等であると認められる区域として総務省令で定めるものに開設される無線局のみに使用させる第103条の2第2項に規定する広域専用電波に係るこの表の下欄に掲げる係数は、同欄に掲げる数値の10分の1に相当する数値とする。	

電波法別表第8			
無線局の区分		料額項	新料額
1 3000MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のうち 使用する電波の周波数の幅が6MHzを超えるもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	10-4	2,750
	設置場所が第2地域の区域内にあるもの	10-5	2,180
	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	10-6	1,720
	設置場所が第4地域の区域内にあるもの	10-7	1,650
		10-8	2,180
2 1の項に掲げる無線局以外の無線局			
備考			
1 この表において「設置場所」、「第1地域」、「第2地域」、「第3地域」又は「第4地域」とは、それぞれ別表第6備考第1号から第5号までに規定する設置場所、第1地域、第2地域、第3地域又は第4地域をいう。			
2 人工衛星局の免許人が当該人工衛星局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用する無線局であつて、		料額項	10-9